

下田海上保安部からのお知らせ
港則法に基づく各種手続の申請書等の様式変更について

平素から港長業務に対して深いご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

今般、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続きについて、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされました。

これを踏まえ、港則法（昭和23年7月15日法律第174号）に基づく各種手続の申請書等の様式において、国民や事業者に対して押印、署名を求めているものについても押印、署名を不要とする等の改正を行うことになりました。

つきましては、申請書（届）様式の一部について別添のとおり改正を行い、令和3年1月1日から申請者の印は不要ですので、御了知の上、よろしく願いいたします。

○改正前の様式でも使えます

⇒改正前の様式を妨げるものではありません。

○押印された書類でも受付できます

⇒様式上、押印を不要とするものであり、押印された書類の受付を否定するものではありません。

【下田海上保安部交通課】

〒415-0023 静岡県下田市三丁目 18-23

電話 0558-23-0145

FAX 同上

窓口受付時間 平日 午前9時半～正午 午後1時～5時

【担当】

航行安全係

別添

第9号様式

工事・作業許可申請書

令和 年 月 日

下田海上保安部長 殿

申請者住所

氏 名

1. 目的及び種類	
2. 期間及び時間	
3. 区域又は場所 (区域を示す図面を 添付すること。)	
4. 方 法 (火薬類を使用する 場合は、その旨明記 すること。)	
5. そ の 他 (標識、警戒要領そ の他船舶に対する事 故防止について記載 すること。)	

担当者氏名

電 話

(第9号様式)

注 意

- 1 この様式は、次の用途に使用できる。
工事又は作業許可申請書
行事許可申請書
- 2 用途により、表題中不要の文字を削ること。
- 3 申請書は、1通提出すること。
- 4 許可書又はその写しを、許可を受けた行為の行われている現場に携行すること。